

第 9 回 第 1 農地部 会議 事 録

日 時 平成 2 8 年 9 月 1 5 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた やすひろ おおた よしまさ さかくら ゆきみつ たむら あきら
1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
まえかわ ようこ きた よしゆき いしい やすひろ かわぐち くにじ
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次
よこやま はくお あさお てつや ひらい ひでつぐ
1 1 横山 帛生・1 2 浅生 哲也・1 3 平井 秀次
さの こ さかの だいてつ かわべ ちあき
1 9 佐野 すま子・2 1 坂野 大徹・2 4 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員
会長 もりやま たかゆき
守山 孝之

議 長 第 1 農地部 会長 きた よしゆき
喜多 義幸

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議 事 録 署 名 者 2 1 坂野 大徹 さかの だいてつ かわべ ちあき
2 4 川邊 千秋

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席者はありません。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
21番の坂野委員・24番 川邊委員よろしくお願ひします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページから9ページになります。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から23で、9ページをお願いします。合計で件数は23件、合計面積はすべて田で136,642㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。
10ページから12ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、12ページになりますが、合計で件数は11件、合計面積は38,054㎡で、その内訳は田が32,435㎡、畑が5,619㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
13ページをお願いいたします。
報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1、貸駐車場用地、番号2、長屋住宅用地、番号3、農業用倉庫及び一般住宅用地
以上、件数は3件で、合計面積は792㎡、この内訳は田が275㎡、畑が517㎡でございます。
14ページの方をお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1、集合住宅用地、番号2、一般個人住宅用地、番号3、店舗事務所及び駐車場用地、番号4、資材置場用地、番号5及び番号6につきましては、駐

車場用地。

以上、件数は6件で、合計面積は5,002.63㎡、この内訳は田が3,869.63㎡、畑が1,133㎡でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、倉庫用地、番号2、資材置場及び駐車場用地。

以上、件数は2件、合計面積は、田で1,604㎡でございます。

16ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で273㎡でございます。

17ページをお願いします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は20㎡、取得年月日は、平成3年1月1日でございます。

この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。事務局から報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

18ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 片田、受人 _____、面積22,062.95㎡ 渡人 _____、面積3,020㎡ 申請地 片田田中町大坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,020㎡。

これにつきましては、受人は、高齢のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 藤水、受人 _____、面積14,849㎡ 渡人 _____、面積6,382㎡ 申請地 垂水足田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,475㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 黒田、受人 _____、面積94,464㎡ 渡人 _____、面積9,819㎡ 申請地 河芸町高佐五石縄 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,017㎡外2筆 合計面積7,227㎡。

これにつきましては、受人は、遠方で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区村主、受人 _____、面積6,418.63㎡ 渡人 _____

__外1名、面積600㎡ 申請地 安濃町今徳猿ハミ____、台帳地目・現況地とも田、面積600㎡。

これにつきましては、生前一括贈与になります。

以上件数は4件、合計面積は12,322㎡、このうち田が10,847㎡、畑が1,475㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないということで、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

前川委員 5番 前川です。番号1につきましては、片田地区の地元推進委員と話し合いをしまして、特に事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。番号2番。

太田委員 1番、太田です。番号2番につきましては、地元推進委員と現地の確認、あるいは過去の状況を確認しました。報告のとおり、問題はありません。

議 長 番号3番、私で8番 喜多です。事務局の説明どおりで問題はありません。番号4番。

平井委員 13番 平井です。番号4につきましては、地元推進委員さんと共々現地確認いたしました。事務局の説明どおり、推進委員さんも問題ないということでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局お願ひします。

事務局 議案書の19ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田志袋町倉ヶ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積51㎡です。

これにつきましては、昭和30年ごろ植林されており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断さ

れます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

前川委員 5番、前川です。1番は、8日に地元推進委員さんと現地確認いたしまして、始末書も出ているといことで、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権）事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページ・21ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 栗真小川町東浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積56㎡外1筆 合計面積1,563㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、567㎡、日影部分を避けてパネルを設置するため、転用面積の36.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一色町西浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積846㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、536.25㎡、転用面積の63.4%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町竹縄 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積160㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地に都市ガス整圧器を設置するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本青木谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積638㎡外6筆 合計面積996.05㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、792㎡、設置の割合につきましては、土地が不整形であり、一部を資材置場として利用するため、一体利用する土地を含めた全体面積3,204.05㎡の24.71%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町多門川向_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積231㎡外2筆 合計面積472㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を工場用地とするものですが、受人の前の当該土地利用者が、平成16年に工場用地として賃貸借権の設定により転用許可を受けたものの、登記地目が変更されずに農地のままとなっていたもので、受人から始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安西、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町多門川向_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積149㎡。

これにつきましては、先ほどの番号5と一体利用されているもので、同じ状況にありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号7、地区 安西、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町多門川向_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積314㎡。

これにつきましても、先ほどの番号5と一体利用されているもので、同じ状況にありますことから追認しようとするものです。農地区分につきましても、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 香良洲、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町新開地_____、台帳地目 原野、現況地目 畑、面積8,615㎡外1筆 合計面積11,891㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、5,931.84㎡、一体利用する土地を含めた全体面積13,198.96㎡の44.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は、16,391.05㎡、このうち田が3,191.05㎡、畑が1,309㎡、その他、これは台帳地目が原野、雑種地となっている農地ですが、11,891㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂野委員 21番 坂野です。番号1につきまして、8日に地元推進委員さんと現地確認しました。特に周囲の状況、営農に支障ないと思いますので事務局の説明どおり、問題はありません。

議 長	番号、2番。
太田委員	2番 太田です。番号2につきまして、8日に地元推進委員と現地確認を行いました。特に問題はありません。荒地ですので、太陽光の設置によって整理されるのかなと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。番号、3番。
太田委員	1番、太田です。番号3につきまして、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。番号、4番。
川口委員	10番 川口です。番号4につきましては、9日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。地元推進委員さんは、よく現地のことご存知で、別に意見はございませんでした。事務局の説明どおり問題なしと判断いたしました。
議 長	ありがとうございます。番号 5番、6番、7番。
石井委員	9番、石井です。5から7番につきまして、事務局の説明どおりで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。番号8番。
太田委員	1番の太田です。8番につきまして、会長、部会長、地元推進員さんと現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないということで、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案書22ページ・23ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 白塚、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白塚町九門久____、台帳地目 田、現況地目、雑種地、面積 956㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の賃貸借権を設定し、

申請地をフットサルコート用地とするものですが、既に埋め立てられており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白塚町九門久_____、台帳地目・現況地目とも田、面積957㎡外1筆 合計面積1,913㎡。

これにつきましても、先ほどの番号1と同じ条件で一体利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 藤水、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____外1名、申請地 藤方黒木_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積69㎡外5筆 合計面積602.39㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、隣接店舗の従業員用駐車場用地とするものですが、申請地は平成18年ごろから駐車場など農地以外の目的で利用されており、貸人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 高野尾、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____外2名、申請地 高野尾町下り町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積476㎡外2筆 合計面積1,645㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の賃貸借権を設定し、申請地をコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 豊津、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積219㎡外2筆 23ページになりますが、合計面積450㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に平成29年6月30日までの賃貸借権を設定し、申請地を三重県発注の下水道工事のための作業ヤードとして一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は5,566.39㎡、このうち田が3,540.39㎡、畑が2,026㎡です。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号の1番、2番。

田村委員 4番 田村です。番号1番、2番の一体利用です。8日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、もう以前から埋め立てられていて、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。番号3番。

太田委員 1番 太田です。3番につきましては、8日に地元推進委員と現地確認を行

いました。地元推進委員も事務局の説明どおりで、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。番号4番。

坂倉委員 3番 坂倉です。4番は、8日に会長、部会長、地元推進員と現地確認を行いました。畑ですが、非常に荒れておりまして、事務局の説明どおり問題ないと思います。

また、12日の地元の農業振興協議会でも問題ないということでもあります。以上です。

議長 ありがとうございます。番号5番は私です。事務局の説明のどおりです。問題はないと思います。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 明、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町楠原茨谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,001㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、352.08㎡、日影部分を避けて設置しますことから転用面積の35.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。番号1番。

川口委員 10番 川口です。9日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。付近一帯は_____と接し、_____に隣接しております。付近一帯は小さな田がたくさんあり、耕作できるような状態ではない。事務局の説明どおりで、別に問題はないと思っております。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありまし

た。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第6号説明させていただきます。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本北豊久野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積419㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第6第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

川口委員 9番 川口です。母屋に隣接しておりまして、事務局の説明どおり問題ないと思います。地元委員さんの了承もいただいております。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 26ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町南黒田内垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積175㎡です。

これにつきましては、固定資産評価証明により昭和45年に倉庫が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。番号1は私です。事務局から説明があったとおりでございますので、別に問題はないと思います。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第8農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借で19,704㎡、畑の使用貸借で271㎡、契約件数は8件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,954㎡、畑の使用貸借で65㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で176,250㎡、契約件数は26件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で1,665㎡、畑の使用貸借で417㎡、契約件数は2件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で88,994㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,414.82㎡、契約件数は24件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて296,567㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で4,167.82㎡、合計契約件数は62件、合計面積は300,734.82㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は津地区で3件、安濃地区、4件、芸濃地区1件美里地区1件で合計9件、合計面積は30,969㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目の「農用地利用集積計画の概要」をご覧ください。今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件につきましては、表の左側の整理番号の番号37、番号50から53、番号58、番号59の7件になりますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号37番についてです。_____委員一時退室をお願いします。

< 退 室 >

皆さん、この案件についていかがでしょうか。

川邊委員 24番 川邊です。中間管理機構は受け手の要望があつて、始めて利用すると思うのですが、美里と安濃の受け手はどのようになっていますか。

事務局 先ほどのご質問ですけれども、所有者から三重県農林水産支援センターへの権利設定は、利用集積計画の中にはありますけれども、三重農林水産支援センターから受け手の方への契約の状況については、利用集積計画には載ってこないような状況になります。

こちらにつきましては、県で処理をされておりました、県が公告縦覧をして効力を発するという事になっていまして、農業委員会の方にはご審議いただく内容がないというふうな状況です。

県が公告縦覧した結果について、農業委員会の方へ通知があります。農業委員会でご審議いただくのは、所有者から農林水産支援センターへの権利設定という事で、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

川邊委員 もう受け手が決まってるわけですか。

事務局 全て受け手が来まっている状況ということで、ご理解をお願いします。

議長 この案件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号50、52、53、58、59の5件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 一 時 退 室 >

この5件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと言う声が上がりましたので、次に、整理番号51についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 一 時 退 室 >

この案件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。以上の案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

<入室>

議長 それでは、議事参与の制限に、該当しない案件につきましては審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても、適正であると認め市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時54分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年9月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____